

※2021年3月17日回答

(別添) 2021年3月9日付け「当社買収防衛策に基づくご質問」に対するご回答

【はじめに】

弊社は、貴社が2021年3月9日付けで決定し公表された大量買付行為への対応方針（以下「本買収防衛策」といいます。）は違法なものであり、撤回されるべきであると考えております。従って、以下の回答は、本買収防衛策を容認するものではありません。

そもそも、貴社は、貴社代表取締役会長兼社長である山下哲生氏（以下「山下氏」といいます。）のMBO（以下「本件MBO」といいます。）によって、貴社の主要な子会社である国際航業株式会社及びJAG国際エナジー株式会社の2社（以下「対象子会社」といいます。）をカーライルに譲渡し、株式会社ザクティ（以下「ザクティ」といいます。）を中心とする対象子会社以外の子会社を山下氏が取得する（貴社はホールディングカンパニーですから、対象子会社を譲渡した後の貴社の取得は、実質的には対象子会社以外の子会社の取得です。）ということを企図していました。

弊社は、本公開買付けの開始に当たり、対象子会社はカーライルに、ザクティは山下氏に譲渡するという方針を示し、加えて、同年2月16日付書簡において、山下氏に対してザクティ以外の子会社も合わせて取得したいという意向であれば、その意向を聞かせてほしいと尋ねており、貴社子会社の帰趨については、本件MBOと同様の方針でした。

しかるに、山下氏は、対象子会社以外の子会社について、取得の意向を示しませんでした。不当に多額の純資産を得られるという本件MBOのもとでは、対象子会社以外の子会社の取得及び経営に強い意欲を示していたにもかかわらず、本件MBOが不成立となって多額の純資産を得られないのであれば取得しないというのは、対象子会社以外の子会社の経営について責任を放棄するものというほかありません。

この点、貴社取締役会も、本件MBOについては賛同しておきながら、弊社の同様のスキーム（山下氏が不当に多額の純資産を得ることにはならないという点で異なります。）による本公開買付けには反対し、弊社が基本的には貴社のこれまでの経営方針を尊重する旨を明らかにしているにも拘わらず、また、貴社の経営上の課題をより深く理解するための弊社との協議や弊社によるデュー・ディリジェンスを一切拒絶しておいて具体的な経営方針等を示せという無理難題を突きつけるというのは、極めて不公平かつ不公正であると評価せざるを得ません。

貴社は、対象子会社以外の子会社の企業価値は大幅なマイナス評価であると主張していますが、そうであれば、貴社取締役会は、貴社の企業価値を大きく毀損してきたということであり、経営責任を免れません。

また、これまで繰り返し述べてきたように、本件MBOは、貴社株主の大きな犠牲のもとに山下氏が不当に過大な利益を得るといふものであり、株主価値を著しく毀損するものでした。

貴社取締役会は、上記のとおり、貴社の企業価値を大きく毀損し、また、株主価値を著しく毀損しようとしていたのであり、本買収防衛策は、企業価値や株主価値を破壊する経営陣を守るための保身的手段にほかなりません。本買収防衛策の可否の判断について株主総会の意思を問うのであれば、その前提として、本件MBOのようなMBO或いは経営陣との事前合意の下に行うTOB（以下「本件MBO類似行為」といいます。）、は今後一切行なわないことを山下氏とカーライルは連名で確約するべきですし、取締役会はそのような確約を得た上で株主総会に買収防衛策導入の可否を問うべきです。そのような確約をせずに、弊社の買い増しを防ぐための本買収防衛策に株主の賛同を得て、後日、本件MBO類似行為を行うのであれば、畢竟、経営陣と取締役会は、弊社を無力化して邪魔者を排除したうえで自分たちの利益となる本件MBO類似行為を成功させるために買収防衛策を導入したことになり、株主に対する背信行為に他なりません。この点の確約を求めます。

NO	項目	質問事項
1	大量買付行為の予定の有無	<p>■ 貴社は、本公開買付けを撤回されましたが、貴社グループにおいて、今後、当社株式を対象とする大量買付行為を行う予定の有無、予定がある場合にはその方法、目的とする買付数、条件及び時期について、具体的にご回答ください。</p> <p>【回答】 前回と同様に買付予定数に上限及び下限を設定せずに再度の公開買付けの実施を予定しております。公開買付価格を910円（本公開買付けの公開買付価格から特別配当300円を控除した金額）として、可及的速やかに開始する予定です。詳細は、別紙「日本アジアグループ株式会社（証券コード：3751）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」のとおりです。</p> <p>■ 今後、貴社グループが、大量買付行為を行う予定である場合において、その目的について、ご回答ください（当社を非公開化する意図があるかを含みます。）。</p> <p>【回答】 別紙「日本アジアグループ株式会社（証券コード：3751）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」記載のとおり、現経営陣により貴社の企業価値や株主価値が毀損されることを防ぎ、適正な公開買付価格による買付けにより対象者の企業価値や株主価値を向上させる目的です。</p> <p>■ 非公開化をする意図がない場合、①貴社グループの今後の当社株式の保有方針（追加取得を予定している場合にはその方法及びに時期を含みます。）、②貴社グループの当社株主総会における議決権行使の方針（議決権行使基準の内容を含みます。）、その他の株主としての権利行使の方針について、具体的にご回答ください。</p> <p>【回答】 非公開化する意図があります。</p>

2	経営方針	<p>■ 貴社グループが、今後、大量買付行為を行う予定がある場合には、以下の各事項について、ご回答ください。</p> <p>【回答】 「具体的にご回答ください。」と繰り返されていますが、弊社は、これまでも独自の経営方針を主張しておらず、貴社の従来の経営方針を基本的に尊重する旨を再三繰り返しております。また、貴社取締役会は、貴社の経営上の課題をより深く理解するための弊社との協議や弊社によるデュー・ディリジェンスを拒否して、貴社の具体的な事業内容、財務内容等の“具体的な課題“や”具体的な問題点“を把握できないようにしており、弊社が”具体的な“課題や問題点の分析に基づく”具体的な“回答を行うことを妨害しています。具体的な回答を行うために必要な協議や調査を拒絶しておいて、具体的な回答を求めるとするのは、筋違いではないでしょうか。</p> <p>➤本対質問回答報告書によれば、貴社は、対象子会社及びザクティの株式を売却することを予定しておりその売却先としては、カーライル及び山下氏が、その購入を謝絶した場合、公正な手続きにより、当社の企業価値向上に最も寄与する買い手に売却したいと考えており、売却に関するプロセス・時期についての具体的な計画及び売却の確実性を基礎づける根拠については、買い手候補になりうる先の都合もあるため回答を控えるとのことでした。①「当社の企業価値向上に最も寄与する買い手」とはどのような基準で決定するのか、具体的な判断の基準を具体的にご回答ください。また、②当社としては、対象子会社及び当社グループの今後の成長のためには、当社の企業理念に賛同いただけるパートナーに対する対象子会社の株式の大部分の売却が速やかにかつ確実に行われることが必要不可欠と考えており、売却に関するプロセス・時期についての具体的な計画及び売却の確実性を基礎づける根拠についても、当社の株主の皆様適切にご判断いただくために重要な情報となりますので、具体的にご回答ください。</p> <p>【回答】 ①について 貴社は、2021年3月1日付開示文書において、対象子会社の売却資金により大幅な株主還元を行う旨を明らかにしています。そうであれば、対象子会社については、できるだけ高い価格で売却することが望ましく、最も高い価格で買ってもらえる買い手が貴社の企業価値向上に最も寄与する買い手であると考えられます。一方、ザクティについては、価格とともに、貴社の企業理念に賛同し、今後の貴社の事業の成長と多角化の過程で、相互に利益をもたらす友好的取引関係を築いていくことが期待できるかどうか重要な判断材料になり得るものと考えます。これらの判断についても貴社との協議と調査によって具体的な検討が可能だと思われれます。</p> ②について 貴社は対象子会社及び当社グループの今後の成長のためには、「当社の企業理念に賛同いただけるパートナー」に売却することが必要不可欠としていますが、これは、貴社経営陣の気に入った相手に売却するというようにも読めます。
---	------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>貴社が3月1日付に開示した「当社の企業価値の向上及び株主還元に係る施策等に関するお知らせ（概要）」には「入札形式にて早期に売却」と記載されていますが、これは買い手候補を広く募ったうえでその中からベストプライスを提示する買い手を有力候補者として検討するというのでしょうか。対象子会社及びザクティの株式の売却プロセスに関しては、それが株主の重要関心事項であることに鑑み、売却プロセスを透明化し、買い手の選定理由を“具体的に”株主に開示するべきであると考えております。「売却に関するプロセス・時期についての具体的な計画及び売却の確実性を基礎づける根拠」を回答せよとのご依頼については、①で述べた方針に基づき、その方針に適う買い手を選定し、できるかぎり速やかに売却したいと考えております。これ以上の具体化は、前述のとおり、貴社取締役会が具体的な回答を行うための協議と調査、を妨害しているため、これを行うことができません。</p>
		<p>➤対象子会社及びザクティの株式の売却代金の使途について、当社グループの事業運営に係る資金需要及び金融機関からの既存借入金等の有利子負債の存在についても念頭に置いた上で具体的にご回答ください。</p> <p>【回答】 売却代金の使途として、当然ながら、貴社の今後の事業の合理的な計画に基づく資金需要を踏まえた上で最適な資本構成の観点から有利子負債の減額を含めた有効な使途を決定すべきものと考えますが、前述のとおり、貴社取締役会が具体的な回答を行うための協議と調査を妨害しているため、これ以上の具体的な回答を行うことができません。</p> <p>➤本対質問回答報告書において、JAG フォレスト株式会社等の、対象子会社及びザクティ以外の当社事業に関する貴社の認識はご回答いただいておりますが、当社グループの各社の事業内容を表面的になぞったものに過ぎず、具体的な経営方針の提案は一切なされていないように思われますので、対象子会社及びザクティの株式の売却後の経営方針に関して、改めて具体的にご説明ください。</p> <p>なお、貴社は本公開買付けの開始前から一貫して、当社に対するデュー・ディリジェンス及び当社経営陣との協議ができないことを理由として、対象子会社及びザクティ以外の当社事業の経営方針に関する具体的な提案はできないと主張されていますが、支配権の取得を伴うM&Aに関する取引の提案をする場合には、一般に開示された情報や調査会社によって取得可能な情報を精査し、対象企業の情報の把握・分析を行い、ビジネスコンサルタント等の専門家の意見も考慮の上、M&Aに関する取引条件及びM&A実行後の経営などに関する初期的な提案を行い、対象企業では、当該提案を受けてはじめて、買収者に対するデュー・ディリジェンス及びより詳細な提案の機会を付与することが多いと認識しています。</p> <p>【回答】</p>

当該質問は貴社が2021年2月10日付で公表した意見表明報告書別紙「公開買付者に対する質問」第2(1)と同様の質問ですので、これに対する回答は対質問回答報告書で行った回答と同様ということになります。当該回答について、貴社グループの各社の事業内容を表面的になぞったものに過ぎないと書かれていますが、前述のとおり、弊社は貴社の従前の経営方針を基本的に維持する所存であり、弊社独自の経営方針を主張しておりません。ですから、弊社の回答が貴社の経営方針に類似するのは当然であり、弊社独自の経営方針が記載されていないとして弊社を非難するのは筋違いです。加えて、貴社取締役会が弊社との協議や弊社によるデュー・ディリジェンスを認めてくださっている以上、弊社としては、公表資料のみから判断するほかありません。貴社取締役会が弊社をして公表資料のみから判断するほかないようにしておいて、それを「表面的になぞったものに過ぎない」と批判して貴社と異なる経営方針を述べよと求めるのは、不当というほかありません。

これに関連して、貴社のサンヨーホームズ株式会社（以下「サンヨーホームズ」といいます。）に対する公開買付けに係る平成30年4月27日付け公開買付届出書及び同年5月24日付け対質問回答報告書並びにサンヨーホームズの同月28日付け「日本アジアグループ株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（反対）のお知らせ」によれば、貴社は、サンヨーホームズとの協議はおろか、サンヨーホームズの株主としての対話も一切避けた上でサンヨーホームズに対する公開買付けを実施しています。また、サンヨーホームズから同社とのシナジー及び企業価値向上策について質問されたのに対し、「公開買付者と対象者の協業により想定されるシナジーや企業価値向上に関する定量的な評価については、本公開買付け後の公開買付者と対象者との協議を経て具体的に検討されるものと考えております。」という回答を行っています。

弊社は、貴社に対する公開買付けの予定を公表する前に貴社との書簡のやり取りを行い、公開買付け開始前にはカーライルとの協議も行っており、また、貴社のご質問に対しても、貴社取締役会が弊社との協議や弊社によるデュー・ディリジェンスを拒絶される中で、できるだけ具体的に回答させていただいております。貴社の弊社に対する対応は、貴社の3年前のサンヨーホームズに対する対応と全く整合性が取れていないのではないのでしょうか。

なお、サンヨーホームズは、前記「日本アジアグループ株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（反対）のお知らせ」において、次のように述べています。

「これら公開買付者の考え方は当社を取り巻く事業環境、当社住宅事業のコアコンピタンス（競争力の源泉）、既存取引先との提携関係及び提携に至るまでの経緯並びにステークホルダーとの対話の重要性等について正確な認識を欠いていると言わざるをえません。また、本対質問回答報告書における公開買付者の回答によれば、当社の取組みは公開買付者の企業理念である「安心で安全、そして持続可能なまちづくりで社会に貢献」と一致するものであると抽象的に述べるにすぎず（本対質問回答報告書別紙2頁及び7頁）、公開買付者は当社の事業分野に関する認識において当社との隔たりがあり、当社の事業、ひいては当社の企業価値の本質についての認識が不足していると感じられます。また、公開買付者は、公開買付者が提案する事業戦略及び施策をベースとした協業を想定しているようですが、その内容は、

多面的な協業の可能性や知見の融合を追求し、共通価値を創造するといった具体性を欠くものにとどまっており（本対質問回答報告書別紙2頁及び8頁）、当社の事業内容及びステークホルダーとの関わり方、住宅事業を営む上での対話の重要性等についての理解が不十分である現状に鑑みると、当社のビジネスパートナーとして相互理解を得られるとは思えません。したがって、当社は、公開買付け者の提案する事業戦略及び施策を実行しても当社の企業価値向上は見込めず、逆に毀損する可能性が否定できないと判断し、本公開買付けに反対の意見を表明するに至りました。」

➤ 本対質問回答報告書において、対象子会社及びザクティ以外の当社グループ事業に関する貴社の認識はご回答いただいておりますが、対象子会社及びザクティ以外の当社グループ事業に係る業界の今後の見通し、当該業界における当社グループの位置付けに関する貴社グループの考え方について具体的にご回答ください。また、対象子会社及びザクティ以外の当社グループ事業に関する業界の市場の今後の需要及び動向、当該業界内での当社グループの位置付け（例えば、競合他社との比較等）、並びに、これから当社グループが進むべき経営の方向性についてどのように考えているのかについて、具体的にご回答ください。

【回答】

弊社は対質問回答報告書にて対象子会社及びザクティ以外の貴社グループ事業に関する業界の今後の見通し、市場の今後の需要及び動向、業界内での貴社の位置づけ、弊社が考える貴社の経営の方向性については回答しております。対質問回答報告書別紙第2(1)をご確認ください。それ以上の具体的な説明は、前述のとおり、貴社取締役会が具体的な回答を行うための協議と調査を妨害しているため、行うことができません。

➤ 貴社グループとして、当社の企業価値の源泉はどのようなものであり、当社の企業価値を向上させるためにはどのような施策を実行すべきと考えているのかについて具体的にご回答ください。

【回答】

弊社が考える企業価値の源泉は「技術力」「企業風土」「人材」「ブランド力」「ネットワーク」です。企業にとって重要なことはこれらすべてを活かしたうえで、経営者が明確なビジョンを提示し、的確な経営改革、経営戦略に基づいて事業活動を行い、結果として利益の最大化に結び付けることであると考えています。貴社取締役会が弊社において具体的な回答を行うための協議と調査を認めて下さっていただければ、それによって得られた情報を基に的確な中長期の経営計画を提示し、利益の最大化に結び付け、貴社の企業価値を向上させる具体的な提案をできました。そのような提案を得て企業価値向上のために生かす努力を経営陣がなさらず、寧ろそのような協議や調査を妨害しているのは誠に遺憾なことです。

		<p>➤ 当社は、「安心で安全、そして持続可能なまちづくりで社会に貢献」とのミッション及び「技術革新を先取りし金融との融合を通じて成長する社会企業グループ」とのビジョンの実現を通じ、技術革新が開く新たな社会市場を先見し、その革新を支援、加速することによって、地球と地域の持続性を高めることを当社グループの責務と位置付け、安心・安全で持続可能なまちづくり「グリーン・コミュニティの創造」を基本方針として事業を進めています。①そもそも貴社グループが当社の支配権を取得した場合、当社のこれらのミッション及びビジョンを維持する予定か、また、②貴社グループとして、上記ミッション及びビジョンを実現するためにはどのような施策を実行するべきと考えているかについて具体的にご回答ください。</p> <p>【回答】</p> <p>①について これについても、貴社取締役会が弊社との協議及び弊社によるデュー・ディリジェンスを拒否しているため、具体的には回答いたしかねますが、これまでに繰り返し述べているとおり、基本的には、貴社のミッションやビジョンを含め、従前の経営方針を変更する考えはなく、その維持が貴社の企業価値及び株主価値の向上に資するものである限りにおいて、維持することになります。</p> <p>②について 基本的には貴社の従前の施策を含む経営方針を維持するつもりですが、それ以上に何か独自の考えを提示せよというご趣旨のご依頼であれば、具体的な施策については、貴社から協議やデュー・ディリジェンスを拒否されている中では、回答のしようがないとしか申し上げられません。</p>
		<p>➤ 対象子会社及びザクティ以外の当社グループ事業の資産活用策に対する貴社グループの認識及び評価、適切と考える対象子会社及びザクティ以外の当社グループ事業の資産活用策、そのような資産活用策を採用した場合に当社の企業価値に与える影響について具体的にご回答ください。</p> <p>【回答】</p> <p>貴社はホールディングカンパニーであることから、貴社の関係子会社の開示資料は限定的であり、公表資料だけでは各子会社の詳細な資産額、資産内訳についても把握することができません。従って、上記については貴社取締役会が弊社との協議及び弊社によるデュー・ディリジェンスを拒否し続けている中では、具体的な回答のしようがありません。</p> <p>➤ 貴社グループが大量買付行為を行う意向があるものの、本公開買付けで予定していたものと異なる当社グループの</p>

		<p>経営方針を考えている場合には、その内容について具体的にご説明ください。</p> <p>【回答】 本公開買付けで予定していた経営方針と基本的には異なるものはありませんが、貴社取締役会の皆様が、不当なMBOやザクティの経営不振による株主価値、企業価値の毀損に対する反省もないまま、特別配当により強引に本公開買付けを撤回に追い込み、違法な買収防衛策の導入を決定するといった行為に及んでいることを考えると、取締役の解任ということも視野に入れざるを得ないのではないかと考えております。</p>
3	<p>ステークホルダーの処遇等の方針</p>	<p>■ 今後、貴社グループが、大量買付行為を行う予定である場合において、貴社グループとして、当社グループの従業員の利益及びその意思を尊重する意向があるかどうか、ある場合はその具体的な方針・内容についてご回答ください。</p> <p>【回答】 まず、「貴社のステークホルダーの処遇等の方針」の各質問にご回答するに際し申し上げたいのは、全ての企業は、従業員、取引先、株主といった全てのステークホルダーの利益の向上を企図する必要があるということです。弊社は、貴社グループの従業員の利益及びその意思を尊重する意向がございます。具体的な方針・内容については、貴社取締役会が弊社との協議及び弊社によるデュー・ディリジェンスを拒否し続けている中では、ご回答のしようがありません。</p> <p>■ 今後、貴社グループが、大量買付行為を行う予定である場合において、貴社グループとして、当社グループと当社グループの現在及び将来の取引先・顧客の利益及びその意思を尊重する意向があるかどうか、ある場合はその具体的な方針・内容についてご回答ください。</p> <p>【回答】 貴社の取引先・顧客の利益及びその意思を尊重する意向がございます。こちらの質問についても、上記と同様に、具体的な方針・内容については、貴社取締役会が弊社との協議及び弊社によるデュー・ディリジェンスを拒否し続けている中では、ご回答のしようがありません。</p> <p>■ 今後、貴社グループが、大量買付行為を行う予定である場合において、貴社グループとして、当社グループの取引先又は顧客との関係の変更を求める可能性があるか、また、変更を求める可能性があるときはどのような事由が発</p>

		<p>生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような変更を求めるのか、その方針・内容と理由を具体的にご回答ください。</p> <p>【回答】 貴社グループの取引先又は顧客との関係の変更を求めることは、現時点では、想定しておりません。また、貴社取締役会が弊社との協議及び弊社によるデュー・ディリジェンスを拒否し続けている中では、「変更を求める可能性があるときはどのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような変更を求めるのか」という点に関し、具体的な方針・内容と理由について、ご回答のしようがございません。</p>
4	その他	<p>■ 当社からの従前実施された質問及びヒアリング並びに本書の質問に対する貴社グループのご回答の他、貴社グループによる大量買付行為に関連して、補足又は追加で説明したい事項があればご説明ください。</p> <p>【回答】 今回のご質問の大半は貴社特別委員会が弊社予告公開買付けに関して行ったご質問及び貴社が2021年2月10日付で公表した意見表明報告書別紙「公開買付者に対する質問」と同様のものです。弊社はこれらに対する回答にて、貴社取締役会が弊社との協議及び弊社によるデュー・ディリジェンスを拒否し続けている中でも、可能な限り、把握できる情報を基に回答を行ってまいりました。貴社はホールディングカンパニーであることから、関係子会社の開示資料は限定的です。弊社は、貴社取締役会に弊社との協議及び弊社によるデュー・ディリジェンスを受け入れていただければ、経営方針について詳細に回答する用意がある旨をお伝えし、貴社取締役会に対し、弊社との協議及び弊社によるデュー・ディリジェンスを受け入れるよう求めて参りました。“具体的な”理由を示さずにそれを拒み続けてきた貴社の姿勢は、弊社の公開買付けを具体的な提案がないとして排除し、本件MBOの実施を優先させようとする株主に対する背信行為です。そうでないならば、何故弊社が求める協議やデュー・ディリジェンスを拒否し続けてきたのか、いかなる損害が発生する懸念があつて拒み続けてきたのか、株主が公平な判断を行なうために、具体的な理由を示す回答を求めます。</p> <p>弊社は貴社取締役会の皆様が、MBO公開買付けに賛同され、応募を推奨されたのにもかかわらず、本公開買付けに対しては、多額の配当を公開買付けの決済開始日前を基準日として行うことを決定することによって弊社が本公開買付けを撤回せざるを得なくするような対抗措置を行い、その後、買収防衛策の導入の決定を行ったことは、貴社経営陣の保身のために貴社全株主の利益を犠牲にするものであると考えております。</p> <p>また、冒頭に述べましたように、本買収防衛策の可否の判断について株主総会の意思を問うのであれば、その前提として、本件MBO類似行為は今後一切行なわないことを山下氏とカーライルは連名で確約するべきですし、取締役</p>

会はそのような確約を得た上で株主総会に買収防衛策導入の可否を問うべきです。そのような確約をせずに、弊社の買い増しを防ぐための買収防衛策に株主の賛同を得て、後日本件 MBO 類似行為を行うのであれば、畢竟、経営陣と取締役会は、弊社を無力化して邪魔者を排除したうえで自分たちの利益となる本件 MBO 類似行為を成功させるために買収防衛策を導入したことになり、株主に対する背信行為に他なりません。この点の確約を求めます。

なお、2021年3月1日付けで貴社が特別配当と同時に公表された「当社の企業価値の向上及び株主還元に係る施策等に関するお知らせ（概要）」には、上場を維持300円の特別配当のほかに、「追加の大幅な株主還元策」として「今後、中心的事業会社2社の売却方針が決まり次第、売却資金を以て、追加の大幅な株主還元策を予定」と記載されていますが、「追加の大幅な株主還元策」についての具体的内容は開示されていません。本公開買付けにおいて弊社が提示していた公開買付価格は1210円であるところ、貴社取締役会の皆様は、特別配当の決定によって弊社をして本公開買付けの撤回を余儀なくさせ、貴社株主の皆様が貴社株式を1210円で売却する機会を失わせたのですから、貴社株主の皆様に対して1210円以上（特別配当300円の後であれば、910円以上）の株主価値を実現することを約束する責任があるのではないのでしょうか。貴社取締役会の皆様は、弊社に対して経営方針の詳細について質問する以前に、上場企業の経営陣として明確な株主価値向上策を全容の株主の皆様にも明確に示す必要があると考えておりますので、“具体的な説明”をお願いします。